

医療と国際化と地元愛
港区と区議会をもっと身近に

THE OGURA TIMES

港区議会議員 小倉りえこ

プロフィール

- 麻布十番出身 ●港区立東町小学校卒 ●米国サウスカロライナ大理学部卒
 - バイオベンチャー・製薬企業の新薬臨床開発職を経て2015年初当選
 - 「医療と国際化と地元愛」特化型で現在2期目 ●港区議会 自民党議員団
- 〒106-0047 港区南麻布1-4-21-601 <https://ogura-rieko.com>



ホームページにて議会報告・個人レポート、徒然エッセイなど随時更新中

HP

YouTube

令和4年 港区議会第2回定例会が終了しました。

18議案を原案可決

区長報告2件を承認したほか、議案18件の原案可決で第2回定例会が閉会しました。
6月に開かれる議会は約10日間です。



次回は9月から前年度決算を含め、約1ヶ月間の議会

一般会計補正予算



- *新型コロナワクチン予防接種費用（国庫支出金）
- *ひとり親世帯子育て生活支援特別給付金（国庫支出金）
- *高齢者補聴器購入費助成事業（都支出金 高齢社会対策費）
- *区有施設改修スケジュール変更に伴う経費（港区 一般財源） など

3月の議会で令和4年度予算が決まりましたが、社会情勢の変化等で新たな事業が決定されたり、それに伴い国や都から支給される費用を補正予算で計上します。議会承認が必要です。

例えば高齢者向け補聴器助成制度が4月から開始されましたが、当初予算では年間約220件の申請を見込んでいたところ、想定以上の申請書入手を希望する方がいらっしゃいました。

補正予算の提出を要望していましたが、今定例会で無事可決され、追加で約550名分の補正予算が承認されました。

条例の一部改正

国の法律や、東京都の条例が改正される度、港区が制定している条例でも改定が行われます。その多くは文言の変更や追加ですが、条例文が一文字でも変更になりますと改正のため議決が必要です。

<例>

港区立障害者住宅条例の一部を改正する条例

→入居の際に同居できるものに「里子」を追加

港区立学校設置条例の一部を改正する条例

→新築工事による赤羽幼稚園の所在地住所の変更

工事請負契約の承認

工事業者選定や入札結果など、費用が大きいものも議決が必要になります。



一の橋公園には約400台の地下機械式駐輪場を予定

<例> *一の橋公園駐輪場整備工事
機械式駐輪場2基と管理室
契約金額：5億5,462万円

*神応保育園開設に伴う厨房機器購入
購入予定価格：2,585万円 など

障害児を持つご家族への早急な就労支援を

所属している保健福祉常任委員会で2件の請願審議がありました。障害児をもつ保護者の方から「保護者の就労支援」という点でお困りごとの解消を求めるものです。

障害を持つお子さんは学校の登下校や放課後等デイサービスに通われる際、移動支援が必要なことが多々あります。港区の移動支援事業での展開は元より、少しでも負担を減らせるよう請願を採択しました。

また、高校生になると都立の特別支援学校へ通学することとなります。そもそも都立学校は東京都の管轄になりますので、スクールバスなど使いやすくなるよう、都議とも情報を共有して支援がより受けやすくなるよう、取り組んでいきます。

区議会棟4F
委員会室



福祉総合窓口がよいよ開設

8/1から各地区総合支所内に、ワンストップでどのような福祉相談でも支援が行える窓口が開設します。

「地域のことは地域で」と、地域包括ケアシステムが平成29年度からモデル事業として始まり、港区では在宅医療・介護の相談窓口を設けるところから始まりました。実情に合わせた総合的な支援を提供する必要があり、時間を要しましたが広い展開は喜ばしいです。

家族の問題、個人の問題、これまでは福祉の分野別で業務を分けた相談体制でした。自ら相談先を探すのではなく、多岐に渡る課題を相談の中から支援員が必要な部門に繋ぐことができるようになります。

専門職とも電話やオンラインで遠隔で繋がり、適切な支援が可能となります。お困りのことはお近くの総合支所に足をお運びください。



区立小中学生は未だ年々増加

	区立小学校	区立中学校
令和4年度	10,306人	2,189人
令和3年度	10,124人	2,169人

	芝浜小学校	芝浦小学校
令和4年度	学級数 13 児童数 377人	学級数 30 児童数 965人
令和3年度		学級数 37 児童数 1,279人

今年、田町駅近くに芝浜小学校が開校しました。芝浦港南地域の人口は増加し続け、芝浦小学校の今年の1年生はなんと9クラス。今年の新1年生は2校で4クラス、5クラスと分散されました。芝浦小学校から転校する児童もいます。

議員の長期欠席について **欠席**

過去、港区議会では長期欠席をする議員がいたため、令和3年1月から港区議会では、会議等を連続して欠席した場合において報酬を減額する条例が制定されました。

公務上の災害や疾病、産前産後や就業制限など、除外される条件はありますが、連続60日以上欠席で適用されます。例え定例会期間はすべて欠席しても、60日に一度、月に1度の委員会に出席すれば該当しないと解釈できてしまいます。

度々欠席が続く議員がおり、この条例の適応に該当するかどうか、幹事長会で協議されました。様々な意見がありましたが、議員の責務に関してあやふやな前例を作ることには避けなければならないと、これ以上の連続欠席をした場合に該当となることが確認されました。